

## 第 96 回長崎大学経営協議会（書面会議）議事要録

1 日 時 平成 29 年 12 月 15 日（金）～12 月 22 日（金）

### 2 議 事

(1) 月例給，期末・勤勉手当等の改定に係る長崎大学職員給与規程等の一部改正について

民間における賃金の引上げを図る動きを反映して，本年 4 月分の月例給について，民間が公務を上回る結果となり，また，特別給（ボーナス）についても，民間事業所における好調な支給状況を反映して，民間が公務を上回ったため，人事院は国家公務員の月例給，ボーナスの 4 年連続の引上げを国会及び内閣に勧告し，国家公務員の給与が改定されることとなった。

第 94 回経営協議会報告事項「平成 29 年人事院勧告の概要について」においても概要を説明したとおり，本学においては，従来から国家公務員の給与改定並びに長崎県の給与改定を参考とするとともに，財政状況を踏まえ，役職員の給与の取扱を決定している。

今回の国家公務員の給与改定を受け，長崎県においても国家公務員に準じた改定が計画されていることを踏まえ，本学においても財政状況を含めて検討した結果，本給，賞与等の改定を行う必要があると判断し，1 月 1 日までに就業規則を改正する必要があることから，月例給，期末勤勉手当等の改定に係る長崎大学職員給与規程等の一部改正について，資料 1-1 から資料 1-8 に基づき，書面により審議した結果，議長を除き，「承認」15 名の回答を得たため，原案どおり了承された。

(2) 長崎大学職員退職手当規程等の一部改正について

人事院は 5 年ごとに国家公務員と民間の退職金を比較調査し，官民格差を是正するよう努めており，平成 28 年調査において民間退職金は 2,459 万 6 千円，国家公務員退職金は 2,537 万 7 千円となり，国家公務員が 78 万 1 千円（約 3.08%）上回った。このため，国家公務員の退職手当支給水準を引下げる「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」が 12 月 8 日に特別国会にて成立し，また，当法に準ずる独立行政法人等の退職金についても必要な措置を講ずるよう要請があったため，本学においても退職金の改定を行う必要があると判断し，1 月 1 日までに関係規程を改正する必要があることから，長崎大学職員退職手当規程等の一部改正について，資料 2-1 から資料 2-6 に基づき，書面により審議した結果，議長を除き，「承認」15 名の回答を得たため，原案どおり了承された。

（以上）